

介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(就労継続支援B型)

事業所名称: ○○作業所

* この一覧表は対象サービス分のみで可

新規・変更・終了となる加算の「適用開始年月日」を記入すること。

名古屋市は「三級地」となります。(あらかじめ○が付いています。)

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等定員区分(※1)	人員配置区分(※2)	その他該当する体制等	加算		
各サービス共通		事業所名称を記入						
訓練等給付費 就労継続支援B型	20人	サービスごとの定員	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. 21人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下	1. I型(7.5:1) 2. II型(10:1)	1. 一級地 2. 二級地 ③ 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他	1. 平均工賃月額が4万5千円以上 2. 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満 3. 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満 4. 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満 ⑤ 平均工賃月額が1万円以上2万円未満 6. 平均工賃月額が5千円以上1万円未満 7. 平均工賃月額が5千円未満 8. なし(経過措置対象)	
						平均工賃月額区分(※8)	1. なし 2. あり	H30.4.1
						定員超過	① 1. なし 2. あり	
						職員欠如	① 1. なし 2. あり	
						サービス管理責任者欠如	① 1. なし 2. あり	
						福祉専門職員配置等(別紙7)	① 1. なし 2. I ③ 3. II 4. III	
						視覚・聴覚等支援体制(別紙10)*	① 1. なし 2. あり	
						重度者支援体制(別紙28)*	① 1. なし 2. I 3. II	
						就労移行支援体制(別紙27)*	① 1. なし 2. あり (就労定着者数: 人)	
						目標工賃達成指導員配置(別紙29)*	① 1. なし ② 2. あり	H30.4.1
						送迎体制(別紙9)	① 1. なし 2. I ③ 3. II	
						食事提供体制(別紙8)	① 1. なし ② 2. あり	
						社会生活支援(別紙48)	① 1. なし 2. あり	
						福祉・介護職員処遇改善加算対象	① 1. なし ② 2. あり	
						福祉・介護職員処遇改善特別加算対象	① 1. なし 2. あり	
キャリアパス区分(※3)	① 1. I(キャリアパス要件(要件I~IIIのすべて)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 2. II(キャリアパス要件(要件I・要件IIの両方)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 3. III(キャリアパス要件(要件I・要件IIのいずれか)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 4. IV(キャリアパス要件を満たさない) 5. V(職場環境等要件を満たさない) 6. V(キャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たさない)							
主たる事業所サービス種類(※6)	サービス種類コード()							
指定管理者制度適用区分	① 1. 非該当 2. 該当							
地域生活支援拠点等	① 1. 非該当 2. 該当							

全ての項目について該当する番号に○を付ける。
※図形で○を付けると位置がずれやすいので、必ず印刷プレビューで確認してください。

今回、適用を届け出る項目について、適用開始年月日を記入

多機能型の場合は合算した定員

多機能型の場合は当該サービスの定員(多機能型でない場合は記入不要)

報酬体系上算定する人員配置体制に○を付ける。

※1 多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなるため、「定員区分」には利用定員の合計数を設定する。
ただし、重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算については、サービス種類毎の利用定員に応じた報酬を算定する。
この場合、「多機能型等定員区分(加算)」には各サービス種類の利用定員を設定する。
なお、「定員区分」と「多機能型等定員区分(加算)」が同一の場合、「多機能型等定員区分(加算)」は設定しない。

※2 「人員配置区分」欄には、報酬算定上の区分を設定する。
 ※3 「キャリアパス区分」欄は、福祉・介護職員処遇改善加算対象が「2. あり」で設定されていた場合に設定する。
 ※6 「主たる事業所サービス種類」欄には、福祉・介護職員処遇改善加算対象、または福祉介護職員処遇改善特別加算対象が「2あり」であり、障害者支援施設における日中活動系サービスの場合「32:施設入所支援」を設定する。
 ※8 新規事業所及び指定を受けた日から1年を経過しない既存事業所の場合、「8:なし(経過措置対象)」を設定する。

地域生活支援拠点の承認を受けた事業所は「2.該当」に○を付ける。